

大阪府リサイクル製品（なにわエコ良品）認定制度の現状

1 制度の目的

- 環境への負荷の少ない循環型社会の構築
- リサイクル製品の生産者をはじめとするリサイクル関連産業の育成
- 認定製品をはじめとするリサイクル製品の消費者への普及啓発

2 制度の概要

- 認定対象となる製品
 - ・府内で排出された循環資源を使用して、日本国内のプラントで生産した製品
- 認定期間 3年間
- 認定基準
 - ・循環資源の使用率
 - ・既に販売又は6ヶ月以内に販売が確実
 - ・特別管理廃棄物（一般・産業）を利用していない
 - ・JIS、JAS、IIRマーク認定基準等に適合
 - ・環境基本法に基づく土壌汚染の環境基準に適合

3 制度の経過

年月	内容
平成14年3月	循環型社会形成に向けた条例の基本的な考え方について、環境審議会に諮問
平成14年10月	9月府議会 「廃棄物処理計画を着実に実施をしていくためには、リサイクル事業者をきちっとした位置づけをした上で、その育成を図るということが大切ではないか。」
平成14年11月	「循環型社会形成に向けた条例の基本的な考え方について」答申
平成15年3月	循環型社会形成推進条例を制定 再生品の認定及び普及を第12条に規定
平成16年4月	「大阪府リサイクル製品認定要領」の施行 ⇒毎年2回、製品の募集及び認定を実施
平成18年4月	建設発生土等を利用した埋め戻し材を対象外にする
平成23年5月	認定を受けることができる製品の要件緩和 大阪府内で製造→日本国内で製造
平成24年6月	認定基準について項目追加 使用にあたって、生活環境の保全上支障を生じる恐れがない
平成24年11月	環境審議会リサイクル製品認定部会を設置 (従来の「大阪府リサイクル製品認定審査委員会」を府の附属機関に移行)

4 認定等の現況

(1) 認定製品数等の動向

- 制度創設に伴う初期需要があり、平成 16、17 年度の認定製品数は多かったが平成 18 年度は大幅に減少。
- 平成 19、20 年度は、これら認定切れ品の再申請があり申請数は増加。
- 平成 22 年度から申請手数料の徴収を開始したこともあり、申請数が減少。現在は全認定製品数 270～280 で推移。
- 新規の認定企業数は、平成 21 年度以降毎年 1～5 社。

年度	全認定製品数*	認定製品数 年度合計	内訳		認定企業数 年度合計	うち新規認定企業
			新規	再認定		
16	176	176	176		60	60
17	307	131	131		48	38
18	358	51	51		20	14
19	334	152	18	134	53	3
20	345	142	54	88	47	12
21	341	47	12	35	18	2
22	306	117	28	89	35	3
23	279	115	51	64	28	4
24	281	49	24	25	16	5
25	269	105	16	89	27	1
26(10.1)	270	53	4	49	12	0

※ 当該年度における認定有効（3年）製品の合計。認定有効期間中の辞退を含まず。

(2) 認定製品の内訳

- 土木・建築資材が7割を占めており、一般消費者を対象とした製品が少ない。

年度	製品数	土木資材	建築資材	日用品・事務品等
22	306	59.8%	15.4%	24.8%
23	279	55.6%	18.3%	26.1%
24	281	53.0%	23.1%	23.9%
25	269	50.6%	23.4%	26.0%
26(10.1)	270	50.0%	23.7%	26.3%

(3) これまでの主な取組み

■認定製品のPR

- ・チラシ等の作成・配布、府のホームページへの掲載、イベントにおける製品展示等によるリサイクル製品認定制度の周知や認定製品の紹介。

(近年の主な製品展示の実績)

平成 22 年度	5月	「大阪府消費者フェア2010」での展示 (大阪府消費生活センター)
	6月	「環境パネル展」での展示(中央図書館 東大阪市共催)
	9月	NEXPO2010での展示(インテックス大阪)
	11月	「リサイクルフェア」での展示(万博記念公園)
平成 23 年度	5月	「大阪府消費者フェア2011」での展示 (大阪府消費生活センター)
	6月	「環境パネル展」での展示(中央図書館 東大阪市共催)
	9月	NEXPO2011での展示(インテックス大阪)
	10月	熊取町環境展での展示
	11月	「リサイクルフェア」での展示(万博記念公園)
平成 24 年度	6月	守口市環境フェアでの展示(守口市駅前広場) 「環境パネル展」での展示(中央図書館 東大阪市主催)
平成 25 年度	6月	守口市環境フェアでの展示(守口市駅前広場)
平成 26 年度	6月	守口市環境フェアでの展示(守口市駅前広場)
	9月	建設リサイクル法説明会での展示

- ・「なにわエコ良品ショップ※」(平成22年4月開始)による認定製品の普及。

※民間主導で立ち上げた府監修のネットショップ。掲載基本料金6万円、現在9企業が掲載。

■認定製品の率先購入

府のグリーン調達方針において、リサイクル認定製品は率先購入の対象(H16年度から)としている。

トイレットペーパー、作業用手袋、デスクマット、クリップボード、綴込表紙、ファイル、消火器、再生路盤材

5 他府県におけるリサイクル製品認定制度の現状

■全国でリサイクル製品認定制度を定めている府県は38府県ある。

(定めていない都府県)

群馬県、千葉県、東京都、新潟県、山梨県、京都府、兵庫県、熊本県、鹿児島県

(1) 他府県の認定制度の概要

■対象製品

- ・県内で発生する廃棄物を使用し、県内または国内で製造された再生品

■認定期間

- ・3年もしくは5年

■認定基準

- ・循環資源の使用率
- ・既に販売又は6ヶ月以内に販売が確実
- ・特別管理廃棄物（一般・産業）を利用していない
- ・JIS、JAS、エコマーク認定基準等に適合
- ・環境基本法に基づく土壌汚染の環境基準に適合

■製品のPR等の取組み

- ・チラシの配布、ホームページでの認定製品の掲載

(2) 他府県の特徴的な取組み

	取組み内容	都道府県名
認定方法	リサイクル認定製品のうちから道内で開発された技術を用い、特性などが優れた北海道にふさわしいリサイクル製品を「北海道リサイクル認定ブランド」として認定	北海道 ※認定製品125品目（24年12月現在）のうち4品目
認定基準	使用する循環資源について、県内で発生するものの割合を規定	山形県（50%）、三重県（50%）、鳥取県（間伐材70%、ガラスくず40%等）
	放射性物質を原材料として含んでいない	宮城県、香川県、三重県（空間放射線の値0.14μGy/hを超えない）
対象品目	用途が一般化しているものは除く（コピー用紙、トイレトーパー、再生砕石、再生路盤材等）	滋賀県
PR	常設展示によるPR	石川県（いしかわエコハウス等）、和歌山県（保健所）、岡山県（テクノサポート岡山）
率先購入	県発注工事又は県が調達した物品の実績を公表	青森県、秋田県、岐阜県、三重県、滋賀県、奈良県、和歌山県
	土木・建設資材について、認定製品を使用上のグループに区分し、グループ毎に率先利用の進め方を規定	青森県、茨城県、愛知県、富山県
フォロー	認定後、認定事業者が知事に製品販売実績を報告	北海道、栃木県、埼玉県、神奈川県、長野県、静岡県、愛知県、福井県、滋賀県、奈良県、徳島県、佐賀県、長崎県、沖縄県

(各府県HP及び電話での聞き取りより)

他府県の認定製品数等

No.	都道府県	認定 期間	制度 創設	認定 製品数	対象品目の特徴
1	北海道	3年	H16	125	
2	青森県	3年	H16	322	
3	岩手県	3年	H14	156	
4	宮城県	3年	H11	88	
5	秋田県	5年	H15	234	
6	山形県	3年	H14	54	
7	福島県	3年	H15	50	
8	茨城県	3年	H16	15	建設資材は別制度（土木部局担当）
9	栃木県	3年	H16	85	
10	埼玉県	3年	H24	3	
11	神奈川県	3年	H22	23	公共工事グリーン調達品目は除く
12	富山県	3年	H14	73	
13	石川県	3年	H10	98	
14	福井県	5年	H11	55	
15	長野県	3年	H15	70	
16	岐阜県	3年	H9	178	
17	静岡県	3年	H17	47	
18	愛知県	3年	H14	460	建設資材のみ（土木部局担当）
19	三重県	5年	H12	82	
20	滋賀県	3年	H16	240	用途が一般化しているものは除く（コピー用紙、トレットパー、再生砕石、再生路盤材等）
21	大阪府	3年	H16	270	
22	奈良県	3年	H15	98	
23	和歌山県	5年	H15	316	
24	鳥取県	3年	H14	667	
25	島根県	3年	H16	80	
26	岡山県	5年	H14	371	
27	広島県	3年	H15	493	
28	山口県	3年	H12	278	
29	徳島県	3年	H16	27	
30	香川県	3年	H13	42	
31	愛媛県	2年	H13	35	
32	高知県	3年	H16	45	
33	福岡県	3年	H17	394	建設資材のみ
34	佐賀県	3年	H13	123	
35	長崎県	3年	H20	202	
36	大分県	5年	H15	200	
37	宮崎県	3年	H22	50	
38	沖縄県	3年	H16	534	建設資材のみ

6 大阪府リサイクル製品認定制度とエコマーク制度等の類似制度の比較

	大阪府リサイクル製品認定制度	エコマーク制度	大阪府グリーン調達方針	大阪産（もん）制度
実施主体	大阪府（資源循環課）	公益財団法人日本環境協会（事務局は同協会エコマーク事務局）	大阪府（地球環境課）	大阪府（流通対策室）
根拠法制	大阪府循環型社会推進条例第12条	JIS Q 14024「環境ラベル及び宣言—タイプ1 環境ラベル表示—原則及び手続」に則って運営。	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）	なし（ロゴマークの使用については「大阪産（もん）商標登録ロゴマーク使用管理要領」）
目的	リサイクル関連産業の育成 リサイクル製品の消費者への普及啓発	商品のライフサイクル全体を通じて、「省資源と資源循環」「地球温暖化の防止」「有害物質の制限とコントロール」「生物多様性の保全」といった環境評価項目に優れている商品の普及	庁内におけるグリーン購入やリサイクル製品の調達の一層の推進	大阪の農林水産物と加工食品のブランド化及び普及
認定期間	3年	当該商品の認定基準書に記載されている有効期限の日まで	—	なし（ロゴマークの使用については、使用許可証の交付日から2年が経過した後の年度末まで）
申請手数料	1申請につき18,000円	① エコマーク商品認定審査料 審査料（別途消費税）20,000円 ② エコマーク使用料 エコマーク認定商品の合計売上高（年間）の区分に応じた、使用料（別途消費税） 10万円以下：10,000円 2,500万円以下：30,000円 ＜略＞ ～500億円超：3,000,000円 ③ エコマーク認定証発行料（認定証の再発行・追加発行が対象）：（別途消費税）5,000円（1枚当たり）	—	なし
対象業者・範囲	①リサイクル製品を自ら製造又は販売する者 ②府内に、製品製造所又は支店や営業所があること	日本国内で販売される商品の製造または販売を行う事業者（日本国内で販売・使用される商品の発注者は、特別仕様品であって発注者自ら使用または無償で配布する場合に限る）	大阪府のすべての機関が行う原材料、部品、製品などの物品や役務の調達	①大阪府域で栽培・生産される農産物、畜産物、林産物、大阪湾で採取され大阪府内の港に水揚げされる魚介類、大阪府域の内水面で生産・採取される魚介類（一次産品）
対象製品・資材等	①府内で排出された循環資源（廃プラ、古紙、コンクリートからなど）を使用して国内で再生された製品 ②現在販売されていること。又は、認定を受けた日から6か月以内に販売されることが確実であること	①エコマーク商品類型に該当する商品であること ②日本国内で、現在販売されているか、6か月以内に販売されること	紙類、文具類、オフィス家具類、OA機器、家電製品、照明、消火器、制服・作業着、作業手袋、その他繊維製品、災害備蓄用品、公共工事等20分野	②大阪府Eマーク食品 ③大阪の特産と認められる加工食品（大阪産（もん）名品）
認定基準等	①府が定める品目であること ②府内で排出された循環資源を使用し、日本国内で製造された再生品であること ③品目ごとの循環資源の使用率、JIS規格等への適合、製品に有害物質が使用されていないこと ④製造にあたって、関係する環境保全に関する法規、条例、公害防止協定等を遵守していることなど	①該当する商品類型に定められた認定基準を満たしていること（4つの環境評価項目に基づき詳細な基準を策定） ②申込者およびその商品の製造事業者（申込者がその商品の製造事業者でない場合）は、関係する環境保全に関する法規、条例、公害防止協定等を遵守していること ③品質および安全性は、関係する法規、基準、規格などに合致していること	〈調達にあたっての要求事項〉 ①分野ごとに定められた「判断基準」に適合した物品の調達を行うこと。 ②大阪府認定リサイクル製品その他のリサイクル製品の調達に留意するものとし、物品等の輸送時には、グリーン配送等の条件に留意するものとする。	※上記に該当する農林水産物は全て「大阪産」であるが、「大阪産（もん）」のロゴマークを使用する場合には、申請・許可が必要。
制度開始年月	平成16年4月	平成元年2月	平成13年5月	平成22年4月
製品数 事業者数	(H26.10.1 予定) 品目数：19 認定製品数：270 認定事業者数：62	(H25.12 末現在) 商品類型数：57 認定製品数：5,353 認定事業者数：1,667	—	①一次産品 対象となる産物すべて ②大阪府Eマーク食品（H26.7 末現在） 事業者数：55 品目数：88 ③大阪産（もん）名品（H26.3 末現在） 事業者数：110 品目数：293